

今年も年末調整の時期が近づきました。  
そして来年からマイナンバー制度が開始します。

従業員各位

会社名

担当者名

さて、今年も年末調整の時期が近づきました。

ただ、例年と違いますのは、来年からマイナンバー制度が開始され、今年中に皆さん方にご協力いただかないといけないことができたことです。

マイナンバーとは、日本に住所を持つすべての人、赤ちゃんからお年寄りまで、一人一人に付される12ケタの番号を言い、行政がその人の税務や社会保障等に関するデータを一元管理するものです。

今年の10月から順次、役所から皆さんの住所地に、皆さんの「住所」「氏名」「生年月日」「性別」そして12ケタの番号を付した「通知カード」が送られてきます。

その12桁の番号が、マイナンバーです。

必ず、「通知カード」を受け取り、大切に保管してください。

そして、次の事項をお願いします。

- 1 平成28年分給与所得者の扶養控除等の申告書（以下、扶養控除等の申告書といいます。）を会社に提出する人

1	記入	扶養控除等の申告書に平成28年分からマイナンバーを記入する欄が設けられています。本人だけでなく、控除対象配偶者、扶養親族（16歳未満の扶養親族も含む）のマイナンバーを該当する欄に記入してください。
2	確認	記入したマイナンバーに間違いがないかしっかりと確認してください。
3	添付書類	本人のマイナンバーの通知カード（写）と免許証（写）を添付してください。整理の都合上、通知カードと免許証を1枚の紙にまとめてB5にコピーしてください。（理由）当方の記入に間違いがないか、税務上確認義務があるからです。  扶養親族等のマイナンバーは、当方の確認義務はありませんので、扶養親族等の「通知カード」等の写しは必要ありません。
4	提出	上記のことを踏まえたうえで、扶養控除等の申告書と添付書類を提出してください。その際、書類の中身が他の人の目につかないよう、封筒等に入れてお渡しください。

- 2 扶養控除等の申告書を提出しない人（短期アルバイトの人、他に主となる勤務先のある人を言います。）

1	提出	本人のマイナンバーの通知カード（写）と免許証（写）を提出してください。整理の都合上、通知カードと免許証を1枚の紙にまとめてB5にコピーしてください。（理由）当方に税務上確認義務があるとともに、平成28年分の源泉徴収票に書き込む必要があるからです。 その際、中身が他の人の目につかないよう、封筒等に入れてお渡しください。
---	----	--

なお、提供いただきましたマイナンバーにつきましては、今後の税務手続き、社会保険や労働保険の手続きに必要な場合は利用させていただきますこと、ご了承ください。

また、提出いただきます書類につきましては、従前も他の者が勝手に閲覧できないように管理してきましたが、今後も、しっかりと管理させていただきます。

平成27年10月